●高知県農業近代化資金取扱要綱

第１　目的

この要綱は、経営意欲及び能力がある農業を営む者（単なる生産者ではない経営者に限る。）等に対し、農業経営の展開を図るために必要な資金として、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付けをした法第２条第２項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対して、法及び農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号。以下「令」という。）並びに高知県農業近代化資金利子補給規則（昭和 36 年高知県規則第 72 号。以下「利子補給規則」という。）に基づき県が行う利子補給等の措置について、法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとし、もって食料・農業・農村基本法（ 平成 11 年法律第 106 号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資することを目的とする。

第２　近代化資金の貸付条件

利子補給規則第１条の規定により県が利子補給を行う近代化資金の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）で県税及び県に対する税外未収金債務を滞納していない者とする。ただし、高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号）第２条第１号及び第３号に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものと認めるときを除く。

Ⅰ　農業経営高度化資金

１ 貸付対象者

農業経営高度化資金（以下「高度化資金」という。）の貸付対象者は、農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げるもの（以下「地域計画農業者等」という。）とする。

(1)　農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第１項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第３項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者

(2)　１年以内に目標地図に位置付けられることが確実な者として市町村から証明を受けた者

(3)　次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のアからウまで及びオに掲げる要件を満たす者を含む。）

ア　次のいずれかの事由により、目標地図に位置付けられないことに合理的な理由があること。

（ア）　耕種農業以外の農業を営んでいること

（イ）　農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地を含む。）を利用せずに耕種農業を営んでいること

（ウ）　その他、(ア)又は(イ)に相当する事由があること

イ　農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であること。

ウ　主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法第２条第３項第２号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

エ　個人の農業者であって、60 歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

オ　簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。

2 融資機関

高度化資金の融資機関は、次のとおりとする。

(1)　農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第１項第２号の事業を行う農業協同組合

(2)　農業協同組合法第 10 条第１項第２号及び第３号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

(3)　農業協同組合法第 10 条第１項第 10 号の事業を行う農業協同組合連合会

(4)　株式会社四国銀行、株式会社高知銀行、株式会社愛媛銀行、高知信用金庫及び幡多信用金庫

3 資金使途

高度化資金の使途は、次の資金とする。

(1)　畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法第 43 条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第２条第１項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。以下「建構築物等取得等資金」という。）

(2)　果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（以下「果樹等植栽育成資金」という。）

(3)　乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金(以下「家畜購入育成資金」という。）

(4)　事業費２億円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（以下「小土地改良資金」という。）

(5)　農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（以下「長期運転資金」という。）

ア　農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下同じ。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い､又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

イ　農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金

ウ　能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

エ　品種の転換を行うのに必要な資金

オ　農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

カ　営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

キ　地域計画農業者等（次の(ア)又は(イ)に掲げるものに限る。）が、農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として地域計画農業者等であって次の(ア)の認定を受けた法人に参加するため若しくは農業者が構成員として地域計画農業者等であって次の(イ)に掲げるものに参加する（(イ)に掲げるものが法人化するときに限る。）ために必要な資金

(ア)　農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第２条の５に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第３条第１項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者

（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。以下「認定農業者」という。）

（イ） 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

① 代表者、代表権の範囲その他a.に掲げる事項についてb.に掲げる基準に従った規約を有していること。

a.事項

㋐ 団体の目的

㋑ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

㋒ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

㋓ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b.基準

㋐ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

㋑ 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。

㋒ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

㋓ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

㋔ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

② 一元的に経理を行っていること。

③ 原則として５年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

ク 農業経営の改善の前提としての農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金。 ただし、償還が困難となっている者の負債を除き、当該負債の債権者たる融資機関の同意が得られたものに限る（以下「前向借換資金」という。）。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

ア 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村給排水施設取得等資金」という 。）

給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であるものとする。

なお、給排水施設に係る利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金（以下「特定農家住宅資金」という。）

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法

律第 14 号）第４条第１項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当すること。

① 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に規定する事業の実施に伴い移転すること。

② その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得すること。

③ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）すること。

④ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をすること。

（イ）（ア）の対象地域内において認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第 14 条の５第１項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

ウ 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「水田養殖施設取得等資金」という。）

水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けにあっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね３分の２以上を占めている必要がある。

エ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地の取得（その取得に当たって、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金（以下「農地等取得資金」という。）

４ 貸付限度額

高度化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。なお、貸付額は１万円単位とし、その下限額は 10 万円とする。

(1) 次に掲げる地域計画農業者等に対する貸付けにあっては、７億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）

ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

イ アに掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

ウ 集落営農組織

エ 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、１の(1)から(3)までに掲げる者が全構成員の過半を占めるものであって、かつ、３の(5)のキの(イ)の①のa.に掲げる事項及びb.に掲げる基準に従った規約を有しているもの

(2) (1)以外の者に対する貸付けにあっては、２億円

５ 償還期限及び据置期間

高度化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は 20 年、据置期間は７年の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

6 貸付利率

(1)　高度化資金の貸付利率は、平成14年６月21日農林水産省告示第1182号（農業近代化資金融通法第２条第３項第４号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件。）によるものとする。

(2)　(1)に規定する貸付利率を引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年１月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年４月６日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

7 融資率

高度化資金の融資率は、100分の100以内とする。ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得に要する経費の額の100分の80以内とする。

Ⅱ　一般資金

1 貸付対象者

一般資金の貸付対象者は、農業を営む者であって次に掲げるもの（地域計画農業者等を除く。）とする。

(1)　次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

ア　認定農業者

イ　前記アの認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

(2)　認定新規就農者

(3)　Ⅰの１の(3)のイからオまでに掲げる要件の全てを満たす農業者（農業サービス事業体であって、Ⅰの１の(3)のイ、ウ及びオに掲げる要件を満たす者を含む。）

(4)　原則として５年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（農業経営開始後決算を２期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

(5)　地域計画農業者等並びに(1)のア、(2)及び(3)に掲げる者の経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者　（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

(6)　集落営農組織等（次に掲げる者をいう。以下同じ。）

ア　集落営農組織

イ　集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

(7)　集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、地域計画農業者等並びに(1)のア及び(2)から(5)までの者が全構成員の過半を占めるものであって、Ⅰの３の(5)のキの(イ)の①のa.に掲げる事項及びb.に掲げる基準に従った規約を有しているもの

2 融資機関

一般資金の融資機関は、Ⅰの２に掲げるとおりとする。

3 資金使途

一般資金の使途は、次の資金とする。

(1)　建構築物等取得等資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に必要な資金を除く。）

(2)　果樹等植栽育成資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）
(3)　家畜購入育成資金
(4)　小土地改良資金（事業費1,800万円を超えない規模に限り、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては復旧に必要な資金を除く。）
(5)　長期運転資金（Ⅰの３の(5)のイに掲げる資金の認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具の賃借権の取得に係る資金に限り、農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金（Ⅰの３の(5)のキに掲げるものを除く。以下「法人化等資金」という。）を含み、前向借換資金を除く。また、貸付対象者はⅠの３の(5)のウからオまでに掲げる資金及び法人化等資金については認定農業者等及び集落営農組織等に、カに掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に、ケに掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。）
(6)　大臣特認資金（農地等取得資金を除く。）

4　貸付限度額

一般資金の貸付限度額は、次のとおりとする。なお、貸付額は１万円単位とし、その下限額は10万円とする。

(1)　１の(1)から(7)までに掲げる者で次に掲げるものに対する貸付けにあっては、２億円
ア　農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人
イ　アに掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要があると認めて承認したもの
ウ　集落営農組織及び１の(7)に掲げる農業を営む任意団体
(2)　農業参入法人に対する貸付けにあっては、１億5,000万円
(3)　(1)及び(2)以外の者に対する貸付けにあっては、1,800万円

5　償還期限及び据置期間

一般資金の償還期限は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

(1)　認定新規就農者　償還期限17年（小土地改良資金を含む場合は18年）、据置期間５年（果樹等植栽育成資金を含む場合は７年）
(2)　(1)以外の者　償還期限15年、据置期間３年（果樹等植栽育成資金を含む場合は７年、認定農業者等については７年）

6　貸付利率

一般資金の貸付利率は、Ⅰの６に掲げるとおりとする。

7　融資率

(1)　一般資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。
なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。
(2)　認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合等（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

(3)　集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が 3,600 万円に達するまでに限り適用するものとする。

Ⅲ　共同利用事業向け資金

1　貸付対象者

共同利用事業向け資金の貸付対象者は、次に掲げる者とする。

(1)　農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア　法令違反や不祥事がないこと。

イ　国及び県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 19 条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ　農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ　営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。

オ　信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。

カ　全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ　組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

(2)　農業協同組合連合会であって、(1)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(3)　農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって次に掲げるもの

ア　農事組合法人（農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行うものを除く。）

イ　農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ　土地改良区及び土地改良区連合

エ　たばこ耕作組合

オ　農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に関する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ　農住組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ　農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決

権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち次の(ア)又は(イ)に掲げるもの以外に対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第２条の表の資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

(ア)　農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が総社員の議決権の過半数を有する一般社団法人

(イ)　農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が基本財産の額の過半を拠出している一般財団法人

ク　農業振興事業を主たる事業として営む株式会社であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの

ケ　農業振興事業を主たる事業として営む持分会社（会社法第 575 条第１項に規定する持分会社をいう。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が業務を執行する社員の過半を占めているもの

コ　法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他(ア)に掲げる事項について(イ)に掲げる基準に従った規約を有しているもの（Ⅱの１の(6)のア及び(7)に該当するものを除く。）

(ア)　事項

①　団体の目的

②　団体の意思決定の機関及びその決定の方法

③　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

④　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(イ)　基準

①　代表者の選任の手続を明らかにしていること。

②　農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。

③　団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

④　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

⑤　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

２ 融資機関

共同利用事業向け資金の融資機関は、Ⅰの２に掲げるとおりとする。

３ 資金使途

共同利用事業向け資金の使途は、次の資金とする。

(1)　建構築物等取得等資金（復旧に必要な資金を除く。）

(2)　果樹等植栽育成資金（果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）

(3)　家畜購入育成資金

(4)　小土地改良資金（事業費 1,800 万円を超えない規模に限り、復旧に必要な資金を除く。）

(5)　大臣特認資金（水田養殖施設取得等資金に限る。）
(6)　診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設（以下「農村環境整備施設」という。）であって、診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

4　貸付限度額

共同利用事業向け資金の貸付限度額は、15 億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）とする。なお、貸付額は１万円単位とし、その下限額は 10 万円とする。

5　償還期限及び据置期間

共同利用事業向け資金の償還期限は 15 年（畜舎、果樹棚等（農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。）に係る建構築物等取得等資金又は農村環境整備資金を含む場合は 20 年）、据置期間は３年（果樹等植栽育成資金を含む場合は７年）の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

6　貸付利率

共同利用事業向け資金の貸付利率は、Ⅰの６に掲げるとおりとする。

7　融資率

共同利用事業向け資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の 100 分の 80 以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が 100 分の 80 を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは 100 分の 90 以内とする。

第３　近代化資金の借入手続及び県の利子補給承認

1　借入申込み

(1)　借入希望者は、実際に資金を必要とする時期（農業者等が当該資金を使って農機具等を購入する時期をいう。以下同じ。）より極力早い時期に借入申込手続を開始することが望ましい。
(2)　近代化資金の借入申込に係る農業者の手続、関係書類の作成等については、別に定める高知県農業近代化資金事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）によるものとする。

2　県の利子補給承認

(1)　融資機関は、近代化資金として農業者等に貸付けをしようとする場合は、事務処理要領の定めるところにより、当該貸付金額及び貸付条件並びに当該貸付金に係る利子補給等について県の承認を得なければならない。
(2)　第２のⅡの４の(1)のイに掲げる貸付限度額に係る利子補給の承認限度額は、貸付額が 3,600 万円に達するまでに限る。

第４　近代化資金の貸付けの実行等

１ 貸付けの実行のタイミング

貸付けの実行に当たっては、貸付金が借入者の手元に長期間滞留しないようにするため、農業者等が実際に資金を必要とする時期に合わせて適切に貸付けを行うこととする。

特に、融資機関は、借入申込書に記載された資金必要年月を再確認すること等により、農業者等が実際に資金を必要とする時期に合わせて貸付けを行い、借入者が近代化資金を借り入れた後資金を滞留することのないよう周知徹底を図ることとする。

２ 貸付けの実行の事務処理

融資機関は、農業近代化資金利子補給の承認を受け、当該農業者等に貸付けを行う場合は、事務処理要領の定めるところにより実行しなければならない。

３ 貸付金の管理

融資機関は、近代化資金の貸付けにあっては、常に善良な債権の保全に努めるとともに当該事業の目的に沿って積極的な指導を行わなければならない。併せて当該資金の適正な運用を図るため、貸付対象事業の事業実施報告書を徴した上で実地調査を行い、事業の実施状況を確認しなければならない。

第５　近代化資金の償還

近代化資金の償還方法は、毎年元金均等割賦償還とし、単位は 1,000 円、端数は初回の金額において調整するものとする。また、約定償還日は、年１回償還の場合は５月 31 日又は 11 月 30 日のいずれかを選択し、年２回償還の場合は５月 31 日及び 11 月 30 日とする。

なお、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

第６　近代化資金の利子補給契約

融資機関は、近代化資金として農業者等に融資をすることにより県から当該融資に対する利子補給を受けようとする場合は、利子補給規則及び事務処理要領の規定に基づいて県との間に農業近代化資金利子補給契約（以下「利子補給契約書」という。）を締結しなければならない。

第７　近代化資金利子補給金の交付

１　県は、利子補給規則及び事務処理要領並びに融資機関との利子補給契約書に基づき、当該融資機関に対して農業近代化資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付する。

２　１の規定により県が交付する利子補給金の額は、融資機関から提出される農業近代化資金利子補給金交付請求書及び同計算書に基づき決定するものとする。なお、計算される利子補給金の額は、約定償還日が融資機関の非営業日に当たるため翌営業日に回収した場合であっても、当該約定償還日を基準として算定するものとする。

第８　近代化資金の調査

知事は、近代化資金の適正な運用を期するため、利子補給規則第７条及び利子補給契約書第 13 条の規定により、近代化資金の承認を受けて実施しようとする事業、実施した事業並びに当該融資機関の債権管理及び貸付金の経理等の状況について調査することができる。

第９　指導勧告又は利子補給の打切り等

県は、第８の調査の結果必要があると認める場合は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1　承認前調査において、経営改善資金計画に不備があるものについては、事業計画の指導又は再検討を勧告する。

2　貸付け後の調査において、法令又は県の要綱等に違反していると認められるものについては、繰上償還の勧告又は利子補給の打切りを行うほか、既に県から交付を受けた利子補給金の一部又は全部の返還を命ずる。

3　融資機関の債権管理及び貸付金の経理等の調査において、不適当であると認められる場合は、改善指導をするとともに当該融資機関に対して必要な措置をとるべき旨を勧告する。

第 10　補助金との関係

1　国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

2　近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 14 年８月 19 日から施行する。

（経過措置）

2　この通知の施行の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 15 年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 16 年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 16 年７月 27 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 16 年８月 20 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成18年6月9日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成20年12月25日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成21年7月6日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 23 年５月 16 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 24 年５月９日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 25 年６月 19 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸し付けられた近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 26 年９月 30 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸し付けられた近代化資金及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「改正法」という。）附則第８条第１ 項に規定する廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）第４条第１項の認定を受けた者（改正法附則第８条第３項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 29 年５月 12 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸し付けられた近代化資金及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「改正法」という。）附則第８条第１ 項に規定する廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）第４条第１項の認定を受けた者（改正法附則第８条第３項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 30 年７月 17 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸し付けられた近代化資金及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「改正法」という。）附則第８条第１ 項に規定する廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）第４条第１項の認定を受けた者（改正法附則第８条第３項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和元年６月 13 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸し付けられた近代化資金及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「改正法」という。）附則第８条第１項に規定する廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）第４条第１項の認定を受けた者（改正法附則第８条第３項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和２年６月 11 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸し付けられた近代化資金及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「改正法」という。）附則第８条第１項に規定する廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）第４条第１項の認定を受けた者（改正法附則第８条第３項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和４年 11 月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和５年５月 10 日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和８年10月30日から施行する。ただし、高度化資金に係る規定は令和９年１月１日から適用する。

（経過措置）

2　この要綱の施行又は適用の日前に貸付けられた農業近代化資金については、なお従前のとおりとする。ただし、この要綱の施行又は適応の際、現にある農業近代化資金の貸付金残高については、この要綱による改正後の農業近代化資金の貸付残高と通算するものとする。